

品川区立区民住宅の住替えについて

1. 品川区立区民住宅における住替えの実施に関する要綱(抜粋)

(住替えの対象)

第3条 条例、規則およびこの要綱に基づく区民住宅の住替えは、条例別表に定める区民住宅について適用する。

(住宅変更の要件)

第4条 既存使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、住宅変更をすることができる。

- (1) 子の誕生、既存使用者または配偶者の3親等内の血族が新たに同居者となったこと等の理由により、世帯員の数が増加したため、または増加の見込みがあり区長が特に必要と認めた場合、使用住宅より広い他の区民住宅に入居することを希望するとき。
- (2) 同居者の死亡、配偶者との離婚、子の独立等により、世帯員の数が減少したため、使用住宅より狭い他の区民住宅に入居することを希望するとき。
- (3) 既存使用者または同居者が加齢し、病気にかかり、または身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳（当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が3級以上のものに限る。）の交付を受け、身体の機能上の制限を受ける者となったため、使用住宅から当該制限が緩和されることが見込まれる他の区民住宅に入居することを希望するとき。

2. 区民住宅申込資格(抜粋)

3. 現に住宅に困っていること。

- (1) 自家所有者（同居親族内に自家所有者がいる場合を含む）は原則として申込みことはできません。ただし、次のいずれかに該当する場合に限り、申込みことができます。
 - (ア) 住宅が著しく老朽化しており、再建築が困難と認められる住宅にお住まいの方で、区民住宅入居後2ヶ月以内に取り壊しを証明する登記簿謄本を提出できる方。
 - (イ) 差押、正当な事由による立退要求等により自家所有者でなくなる方（入居手続き時に所有権移転登記後の登記簿謄本が必要です）。
- (2) 区民住宅、都民住宅などの「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づいて建設された、住宅に住んでいる方は申込みできません。

3. 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(抜粋)

(目的)

第1条 この法律は、中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給の拡大を図り、もって国民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。